

2011年12月12日

逗子市議会議長 岡本勇 殿

逗子市議会議員 高谷清彦



## 処 分 要 求 書

12月9日（金）及び12月12日（月）、第四回定例会議の本会議において、次の通り侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により処分を要求します。

### 記

1. 侮辱を与えた者の氏名 君島雄一郎

2. 侮辱を受けた事実

12月9日（金）同僚議員の土地開発公社の基金における一般質問の中で、「基金が少ない」との指摘に対して、君島雄一郎議員が「去年の監査委員が使いこんだ」という不穏当な発言

12月12日（月）上記君島雄一郎議員の一般質問の際に、「一部議員が、不法侵入を行い勝手に土壌を採取した。この土壌は一部警戒区域から採取したものを持ってきたものである。これらの行為は売名行為で恥ずべき行動である。不法侵入を行った一部議員に対して警察に被害届を出すつもりがないのか」との発言

これらの発言は、私に対する侮辱であり、確たる証拠もなく犯罪者扱いする行為は、名誉棄損であり、到底許しがたい言動です。

以 上